

里庄町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

**第1条** 里庄町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項（交通会議の構成員）

**第3条** 交通会議は委員をもって構成し、当該委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者を代表する者
- (4) 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 岡山県玉島警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

**第6条** 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、第5条第1項に定める会長が置かれるまでは、町長が招集する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事由のため会議に出席することができないときは、当該委員が勤務又は所属する機関又は団体に属する者を代理人として出席させることができるものとし、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなすものとする。

4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

5 交通会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(関係者の出席)

**第7条** 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務等)

**第8条** 交通会議の庶務は、里庄町企画商工課において処理する。

2 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡、通報窓口を里庄町企画商工課に置く。

(協議結果の取扱い)

**第9条** 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和4年3月14日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。